

「福岡市街頭防犯カメラ 設置補助金制度」ガイドブック

福岡市 市民局 防犯・交通安全課
(令和7年度版)

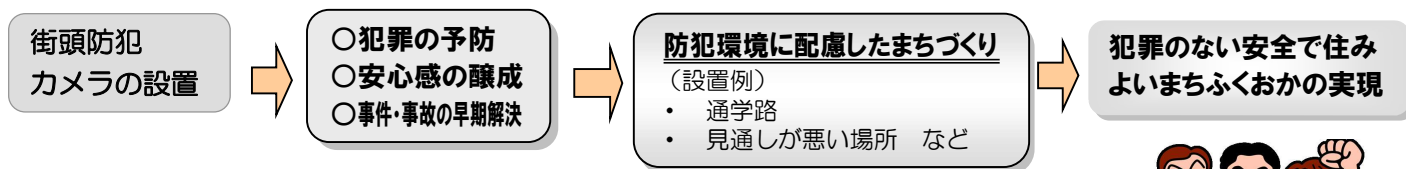
目 次

I 「街頭防犯カメラ設置補助金制度」の概要	1
1. 目的	
2. 補助対象団体	
3. 補助対象経費	
4. 補助対象となる防犯カメラの上限台数	
5. 補助率・補助限度額	
6. 管理・運用	
II 補助金申請までに行うこと	2
III 補助金交付の手続き	3～8
1. 令和7年度申請スケジュール・補助金の流れ	
2. 補助金の交付申請	
3. 審査・内示	
4. 補助金の交付決定	
5. 補助事業の変更	
6. 実績報告	
7. 補助金の額の確定	
8. 関係書類の整備	
IV 街頭防犯カメラ賠償責任保険について	8～9
V 占用許可等申請先一覧(例示)	9
VI 福岡市街頭防犯カメラ設置補助事業管理運用要綱	10～11
VII 補助金交付申請書等(記載例)	12～16
VIII 関係書類作成例	17～19
1. 設置箇所及び撮影範囲を明記した図面	
2. 街頭防犯カメラ管理運用規程	
3. 画像提供記録簿	
IX Q & A	19～20
X 街頭防犯カメラ・施工実績業者一覧(参考)	21～22
XI 問い合わせ先一覧	23

I 「街頭防犯カメラ設置補助金制度」の概要

1. 目的

犯罪の抑止効果や犯罪が発生した時の犯人の特定及び検挙に効果のある街頭防犯カメラの設置費用の一部を助成し、犯罪のない安全で住みよいまちづくりに向けた取り組みを支援します。



2. 補助対象団体

自治協議会、自治会・町内会、その他市長が認める団体



3. 補助対象経費

防犯カメラ、録画装置、自立柱等の設置に係る下記の経費を補助します。

- (1) 防犯カメラ、録画装置等の機器及び自立柱の購入費用並びに設置工事に係る経費
 - (2) 防犯カメラの設置を示す表示板等の設置に係る経費
- (リース契約や、機器の保守費用・電気料金等の維持管理費は補助対象外となります。)

4. 補助申請台数の上限

1年度につき防犯カメラ、録画装置、各4台まで(翌年度以降追加申請は可能)

★防犯カメラ、録画装置は下記の性能を有するものを推奨します。

防犯カメラ

有効画素数	約100万画素以上
防水、防塵基準	国際電気標準会議規格 IP66 以上

録画装置

録画速度	3コマ/秒以上
録画日数	7日間以上

※無線 LAN を整備することにより、カメラの録画映像の確認が容易になります。

5. 補助率・補助限度額

下記①②のいずれか低い方

①補助率 補助対象経費の 75% (1,000 円未満切捨)

②補助上限額

- ・自立柱(ポール)を建設のうえ、録画装置を有する防犯カメラ又は、録画装置を有しない防犯カメラ及び録画装置を設置する場合
1台につき250,000円
 - ・上記以外
1台につき200,000円
- ただし、同一の録画装置に複数の防犯カメラを接続する場合は、2台目以降については、1台につき100,000円
- また、録画装置を有しない防犯カメラのみ又は、録画装置のみを設置する場合、各1台につき100,000円

6. 管理・運用

防犯カメラ設置にあたっては、「福岡市街頭防犯カメラ設置補助事業管理運用要綱」(10ページ参照)を遵守し、プライバシー保護に配慮した適正な設置、管理及び運用を行ってください。

また、防犯カメラの維持管理業務等を委託する場合には、「福岡市街頭防犯カメラ設置補助事業管理運用要綱」及び各団体が作成する防犯カメラ管理運用規程の遵守を契約の条件としてください。

II 補助金申請までに行うこと

1. 防犯カメラ設置の必要性を検討する

地域における犯罪等の発生状況や既存の防犯活動等を踏まえ、防犯カメラの必要性について地域で十分に検討してください。

2. 設置場所・撮影範囲等を検討する

防犯カメラの設置は犯罪の抑止や地域の安心感の醸成のため、過去に犯罪が発生した場所、人通りが少ない場所、見通しの悪い場所など、効果的な防犯カメラの設置場所を検討してください。

撮影範囲は道路等の公共の場所とし、特定の個人や建物を監視しないようにプライバシー保護に配慮してください。どうしても撮影範囲に含まれる場合は、必ず事前に同意を得たうえでマスキング機能を活用し、映らないようにしてください。

また、防犯カメラ設置場所周辺にお住まいの方にも、事前に了承を得るようにしてください。

詳細は「防犯カメラの設置場所における留意事項」(4ページ)をご覧ください。

※防犯カメラの設置場所に関する相談については、お住まいの地域を所管する警察署または、「福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業」をご活用ください。

福岡県ホームページ <https://www.anzen-fukuoka.jp/adviser/>

3. 設置費用・維持管理費用の計画

防犯カメラの設置にあたって、3業者以上から見積書を作成してもらってください。そうすることで料金の比較ができ、設置費用を抑えることができます。

また、防犯カメラは設置後も保守点検費用や電気料金等の維持管理費用が発生します。将来的な維持管理費用も見込んだうえで設置の判断をしてください。

★防犯カメラ(レコーダー等含む)1台あたりの平均設置費用は約**29万円**です。
(令和6年度実績)

★防犯カメラ維持管理費用(1台あたり)

○保守点検費用 1～3万円/年

○電気料金 6,000円～1万円/年

4. 自治協議会、自治会・町内会における合意形成

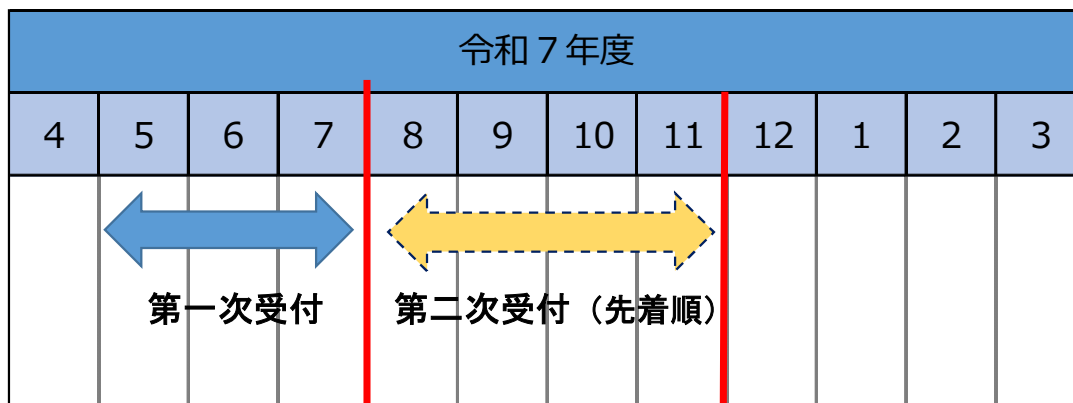
防犯カメラ設置にあたっては、団体の総会等による意思決定が必要となります。

また、防犯カメラを適正に管理運用するため、管理運用責任者及び操作取扱者を指定する必要があります。

Ⅲ 補助金交付の手続き

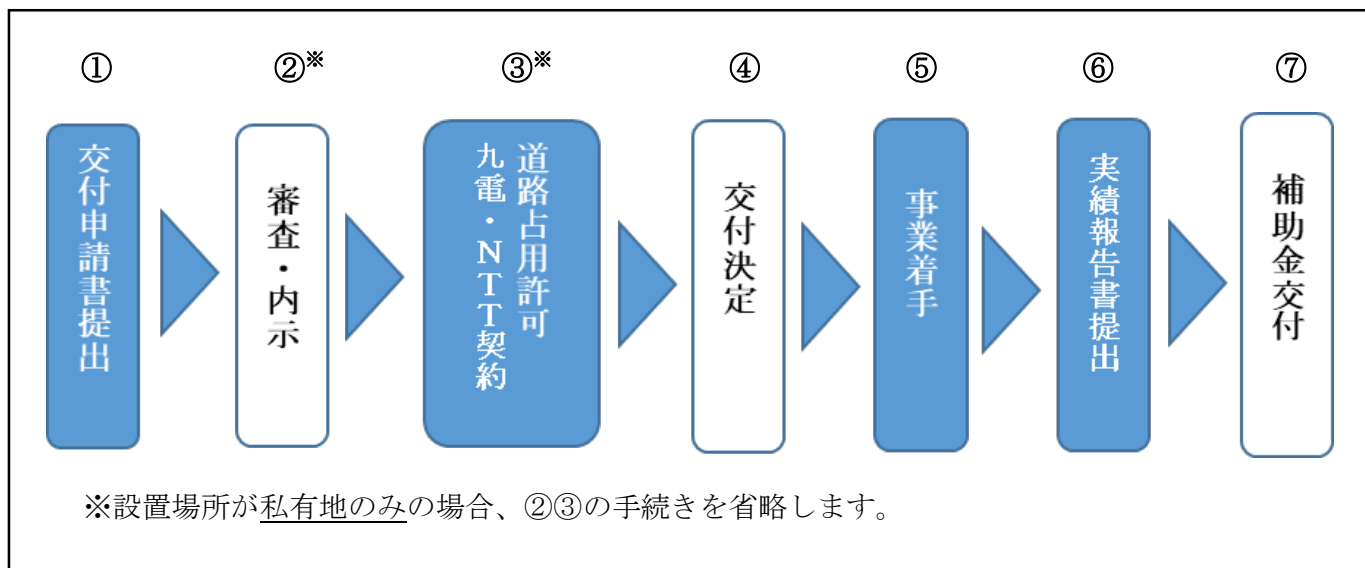
1. 令和7年度申請スケジュール・交付の流れ

<申請スケジュール>



※第一次受付次第で、第二次受付を行う場合があります。

<補助金の流れ>



～防犯カメラの設置場所検討等における留意事項～

1. まず、公道上以外の場所(私有地、公的機関管理地等)を検討してください。

道路占用許可は、原則として道路以外に設置する余地がない場合に許可することになっているので、まず公道上以外の場所の設置を検討してください。

(1) 私有地

個人宅の敷地内、商店や駐車場敷地内にて、建物壁面や既存柱へ添加、専用ポールを立てて設置する等の方法により設置してください。

(2) 公的機関管理地(国、県、市等の管理地)

市が管理している公園、公民館や学校敷地内については、規定の許可申請により設置可能です。その他の場所への設置については、個別に関係機関との協議が必要です。

2. 公道上以外で適当な場所がない場合 → 公道上の設置を検討

(1) 道路照明灯、防犯灯、九電柱、NTT 柱等に添加

道路占用許可、道路使用許可が必要です。

道路占用許可申請には、柱に防犯カメラを添加しても強度に問題がないことを確認するため、強度計算書の提出が必要です。(※強度計算書を添付しても、柱の老朽化や既に他の添加物がある等の諸条件により許可されない場合もあります。)

九電柱に共架する場合は、九州電力送配電株式会社、NTT 柱に添架する場合は、NTT の承諾が必要です。

(2) 公道上に自立柱を立てて設置

道路占用許可、道路使用許可が必要となり、設置場所によっては道路交通の妨げとなる等の理由で許可されないことがあります。また、許可申請を得るためには、合わせて地先の土地所有者からの同意書も必要です。

3. その他

(1) **信号柱への設置は、維持管理の支障となるため基本的に許可されていません。**

(2) 公道上以外に設置する場合でも、**防犯カメラが公道上にせり出している場合は、道路占用許可、道路使用許可が必要**となります。

(3) 公道上に設置する場合、**道路上であれば 5m以上、歩道上の設置であれば 3m以上の高さに設置**しなければなりません。

(4) 電線からの電力供給については、九州電力送配電株式会社と協議が必要です。

必ず、設置前に電力供給について関係機関と調整をして下さい。

(5) 設置予定場所の付近に居住する方の承諾を得ておいてください。

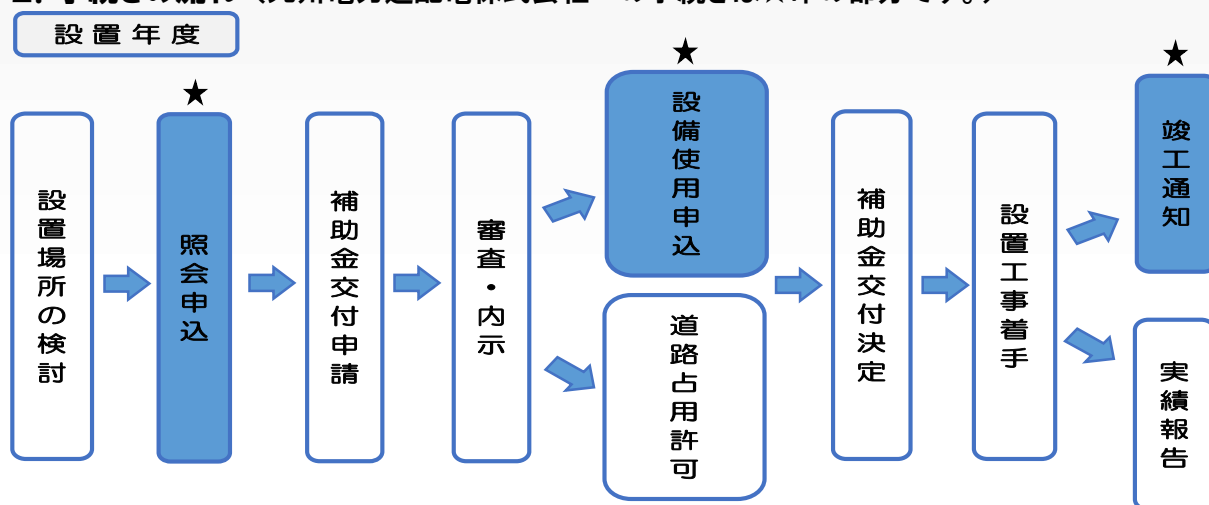
(6) 近年、防犯カメラの画像が犯人特定の端緒となっていることから、捜査機関への画像提供にご理解・ご協力下さい。

～九州電力送配電が所有する電柱(九電柱)への街頭防犯カメラの共架について～

1. 共架の条件(主なもの)

- (1) 自立柱が設置できないなど、**設置場所の確保が困難**であること。
- (2) 他物との離隔が確保され、保守保安作業の支障とならないなど、**九州電力送配電株式会社が共架可能と判断する箇所**であること。
※変圧器(トランス)を共架している電柱は極力避ける。
- (3) 事故・損害に備え**施設賠償責任保険に加入**すること。
※市が保険に一括加入しているため、設置者による加入は不要です。
- (4) 九州電力送配電株式会社と「**防犯カメラ機器等施設共架契約書**」を締結し、**電柱共架料(1装置年間 1,300 円(税抜))**の支払い、移設等の指示に従うこと。
- (5) カメラの移設等の費用は、**カメラの設置者が負担**すること。

2. 手続きの流れ(九州電力送配電株式会社への手続きは★印の部分です。)



- ① 九州電力送配電株式会社への『照会申込』 ※共架受付などの手続きについては、株式会社九電送配サービスが九州電力送配電株式会社より受託しています。

ア. カメラの設置を検討する九電柱への共架が可能か、**九州電力送配電株式会社に照会**する手続きです。電柱1本につき 500 円(税抜)が必要です(返還されません)。

イ. **株式会社九電送配サービス**に、必要書類をそろえて申し込みます。

(主な必要書類) 照会申込書、位置図、装柱図、現場写真、防犯カメラの機器等の仕様書、他に設置場所の確保が困難であること理由書 等

- ②九州電力送配電株式会社への『設備使用申込』

ア. 防犯カメラを九電柱に共架するための**本申込みとなる手続き**です。

イ. 併せて、「**道路占用許可**」等を得ることが必要です。

ウ. 九州電力送配電株式会社と申請団体で「**防犯カメラ機器等施設共架契約書**」を締結していただきます。(主な必要書類) 設備使用申込書、団体規約・役員名簿、道路占用許可等の写し(後日提出可)、損害賠償保険関係書類、街頭防犯カメラ管理運用規程、管理運用責任者及び操作取扱者届出書、補助金交付内示書の写し 等

※申請書類については、事前に必ず九州電力送配電株式会社の各事業所に確認してください。

※設置の際は、防犯カメラ機器取付用腕金または収納箱に「防犯カメラを撮影している旨と設置者の名称」を表示する必要があります。また、設置工事終了後は、九州電力送配電株式会社に『竣工通知』を行う必要があります。

※「防犯カメラ機器等施設共架契約書」の終期は、契約の始期から原則として5年間です。契約の有効期間を延長する場合は、契約完了の6か月前までに九州電力送配電株式会社に申し出る必要があります。

3. 九州電力送配電株式会社の地区担当事業所 (共架手続きの詳細は、各事業所にお問い合わせください。)

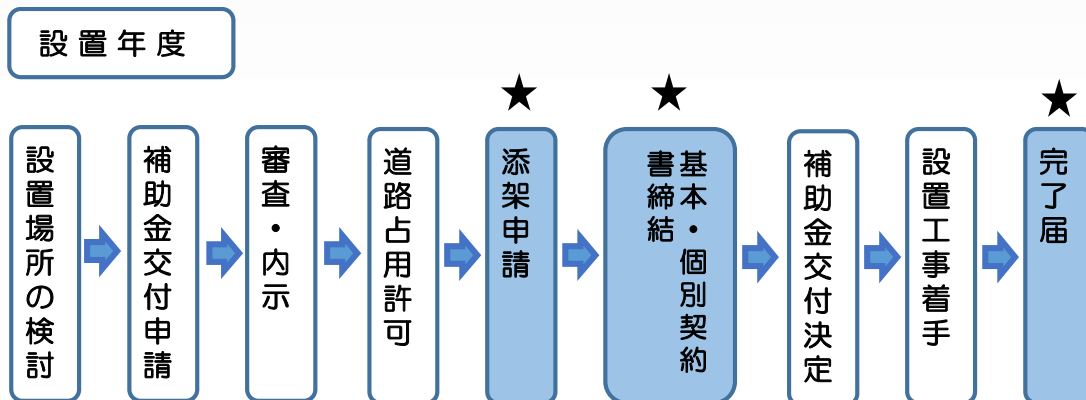
事務所名	担当地区	電話
福岡東配電事業所	東区・博多区(一部)	0800-777-9408
福岡配電事業所	中央区(一部)・南区(一部)・博多区(一部)	0800-777-9409
福岡西配電事業所	城南区・早良区(一部)・西区・中央区(一部)・南区(一部)	0800-777-9410
福岡南配電事業所	博多区(一部)・南区(一部)・早良区(一部)	0800-777-9411

～NTT柱への街頭防犯カメラの添架について～

1. 添架の条件(主なもの)

- (1) 自立柱が設置できないなど、**設置場所の確保が困難**であること。
- (2) NTTの技術基準に適合したもの。**NTTが添架可能と判断する箇所**であること。
- (3) NTTと申請者は「**基本契約書**」「**個別契約書**」を締結し、**電柱添架料(1装置1年間1,200円(税抜))(個別契約書締結月から)**の支払い、移設等の指示に従うこと。

2. 手続きの流れ (NTT関係の手続きは★印の部分です。)



NTTへの『添架申請』

- (1) 防犯カメラをNTT柱に添架するための**添架申請手続き**です。
(主な必要書類) 添架申請書、添架設備明細書、添架工法図、添架経路図(平面図)、私有地等線条添架使用に関する調整完了報告書、添架設備の仕様書(防犯カメラ等)自治協議会街頭防犯カメラ管理運用規定の写し、管理運用責任者及び操作取扱者届出書、補助金交付内示書の写し 等
- (2) NTTと申請者とで「**基本契約書**」「**個別契約書**」を締結していただきます。
※申請書類については、事前に必ず(株)NTTフィールドテクノに確認してください。

※設置の際は、防犯カメラ機器取付用腕金または収納箱に「防犯カメラを撮影している旨と設置者の名称」を表示する必要があります。また、設置工事終了後は、NTTへ『添架工事完了届』を提出する必要があります。

3. NTTの問い合わせ先

担当名	地域	電話
(株)NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部 フィールド オペレーション部門 設備貸借管理センタ 九州ユニット 設備管理担当(福岡)	福岡市内全域	092-555-2648

2. 補助金の交付申請

補助金の交付申請をしようとする団体は、「福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付申請書」(12 ページ参照)に下記の書類を添えて期限までに提出して下さい。

- ① 3業者からの設置費用見積書
- ② 設置箇所及び撮影範囲を明記した図面
- ③ 設置する防犯カメラ、録画装置の概要が分かるカタログ等
- ④ 設置する場所の所有者等の権利者から、許可が得られていることを証する書類
※設置場所が私有地でない場合は、内示後に提出して下さい。
(私有地であれば同意書、道路であれば道路占用許可、九電柱であれば九州電力送配電株式会社の承諾書、NTT 柱であれば NTT の承諾書)
【※占用許可等の申請先については 9 ページ参照】
- ⑤ 団体規約(自治協議会、自治会・町内会の規約等)及び役員名簿
- ⑥ その他市長が指示する書類

3. 審査・内示

- ・提出された交付申請書に基づき、街頭防犯カメラの設置場所、撮影範囲等について審査し、
適当と認めたときは、「福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付内示書」により通知します。

※設置場所がすべて私有地の場合は、内示を省略します。

4. 補助金の交付決定

内示後、上記 2. 補助金の交付申請『①設置する場所の所有者等の権利者から、許可が得られていることを証する書類』の提出があったときは(設置場所がすべて私有地の場合は、内示を省略)、市は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、「福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付決定通知書」を申請団体に交付します。



事業着手

5. 補助事業の変更

補助金の交付決定後に、交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめご連絡のうえ「福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付(内示)変更申請書」(14 ページ参照)を提出し、その承認を受けて下さい。

6. 実績報告

事業が完了したときは、速やかに「福岡市街頭防犯カメラ設置補助金実績報告書」(16 ページ参照)に下記の書類を添えて報告して下さい。

- ① 設置した街頭防犯カメラにより撮影された画像
- ② 設置後の現況写真
- ③ 領収書又は請求書の写し(請求書の写しによる場合は、補助金の交付を受けた日から起算して30日以内に領収書の写しを提出して下さい)
- ④ その他市長が指示する書類



事業実績の確認

7. 補助金の額の確定

市は、実績報告を受けた場合は、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査確認し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、「福岡市街頭防犯カメラ設置補助金確定通知書」により通知します。



補助金の交付

請求書、口座振込
依頼書の提出

8. 関係書類の整備

設置完了後5年間は、街頭防犯カメラ等を適正に管理運用するとともに、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理してください。

【帳簿・証拠書類】（例）金銭出納簿、財産台帳、事業実績綴り、領収書綴り 等

Ⅳ 街頭防犯カメラ賠償責任保険について

防犯カメラによる予期せぬ事故などにより、損害賠償責任が発生した場合に備え、福岡市街頭防犯カメラ設置補助制度を利用して設置した防犯カメラについて、令和3年度から賠償責任保険に市が一括で加入しています。

市が一括で保険会社との加入手続きを行うため、各自治会等での登録手続きや保険料の支払い等は必要ありません。

1. 保険の内容

（1）保険の対象

福岡市街頭防犯カメラ設置補助制度を利用して設置した、自治会等が維持管理している防犯カメラ

（2）補償の内容（最大）

○対人賠償：1人、1事故または1請求1億円

○対物賠償：1事故または1請求3千万円

（3）保険の対象事故

○他人の身体または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負う事故

※防犯カメラが強風等の理由により落下し、通行していた人に怪我をさせた場合や、通行していた車両にキズをつけた場合など

（4）保険の主な対象外事故

○自治会等の故意による事故

○戦争、変乱、暴動、労働争議又は政治的騒じょうによる事故

○地震、噴火、洪水又は津波等の天災による事故

2. 保険期間

○新規に防犯カメラを設置する場合

防犯カメラを設置した日から市で加入する保険の対象となります。

○既に防犯カメラを設置している場合

町内会等で独自に保険に加入している場合、加入している保険の期間が終了次第、市で加入する保険の対象となります。

町内会等で保険に未加入の場合、市で加入する保険の対象となります。

V 占用許可等申請先一覧(例示)

※1 設置許可申請は全額減免、工事許可申請は手数料が必要です。

各警察署に道路使用許可申請を行う場合は、「福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付内示書」を添付して下さい。

※2 副申書については防犯・交通安全課にご相談ください。

	設置場所	許可種別	申請先	手数料	許可可能年数	備考
公道上	市道 県道	道路占用許可	区維持管理課 (博多区、中央区及び 西区は管理調整課)	全額減免	最長5年	設置にかかる図面、強度計算書等の 添付書類が必要
		道路使用許可	各警察署	※1	最長5年	維持管理・点検計画書等が必要
	国道	道路占用許可 (国道3号、201号、202号)	福岡国道事務所 維持出張所(市内2カ所)	全額減免	最長5年	市の副申書等が必要 ※2
		道路占用許可 (上記以外の国道)	区維持管理課 (博多区、中央区及び 西区は管理調整課)	全額減免	最長5年	設置にかかる図面、強度計算書等の 添付書類が必要
		道路使用許可	各警察署	※1	最長5年	維持管理・点検計画書等が必要
公的施設	公園 (区管理)	公園施設設置許可	区維持管理課 (博多区、中央区及び 西区は管理調整課)	全額減免	最長5年	設置にかかる図面、強度計算書等の 添付書類が必要
	公園 (市管理)	公園施設設置許可	住宅都市局運営課	全額減免	最長5年	設置場所の図面、機器の仕様書等 が必要
	学校	行政財産使用許可	教育委員会 教育環境課	全額減免	最長3年	学校長からの副申等が必要
	公民館	行政財産使用許可	公民館支援課 (区生涯学習推進課(中 央区及び南区は地域支援 課)を通じて)	全額減免	最長3年	公民館館長からの副申等が必要

○ 申請には備考欄記載の他にも添付書類等が必要となりますので、詳細は各申請先にお問い合わせください。

○ その他公的施設へ設置する場合は、各施設管理者へお問い合わせください。

○ 許可可能年数経過後は、更新申請等が必要となります。

VI 福岡市街頭防犯カメラ設置補助事業管理運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市街頭防犯カメラ設置補助金によって設置する街頭防犯カメラのプライバシーの保護に配慮した適正な設置、管理及び運用に関する事項を定める。

(定義)

第2条 街頭防犯カメラ（以下、「防犯カメラ」という。）とは、不特定多数の者が利用する道路等の公共空間を撮影対象とし、犯罪の抑止を目的として特定の場所に常設し、画像記録装置を有するカメラをいう。

(設置及び表示)

第3条 防犯カメラの設置及び表示については、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 撮影対象区域は、道路等の公共空間とし、特定の個人及び建物等を監視することがないように配慮すること。
- (2) 設置場所付近の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を表示すること。
- (3) 前号に規定する表示内容は、別表に定める項目とする。

(設置場所所有者の同意等)

第4条 防犯カメラの設置者は、当該設置場所の所有者の同意（設置場所が道路等の公共施設である場合は、当該公共施設の管理者の許可）を得なければならない。

2 防犯カメラの設置について、道路交通法等の法令に基づく許可が必要である場合は、当該許可を受けなければならない。

(管理及び運用)

第5条 防犯カメラの設置者は、当該防犯カメラの管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防犯カメラの適切な維持管理を行うこと。
- (2) 防犯カメラの管理運用責任者及び操作取扱者を指定すること。
- (3) 防犯カメラにより撮影された画像（以下、「画像」という。）及び画像を収録した記録媒体（以下、「記録媒体」という。）の適正な管理を行うこと。
- (4) 防犯カメラの設置、管理及び運用に関する苦情や事故があった際は、速やかに対応、処理すること。
- (5) 撤去等の必要が生じた際は、設置に伴う許可等の条件を遵守し、関係者等と協議を行い適切に対応すること。なお、撤去後速やかに市長に届出をしなければならない。

(管理運用責任者及び操作取扱者の責務)

第6条 管理運用責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理、運用を行わなければならない。

- 2 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下に防犯カメラ及び画像記録装置の操作を行わなければならない。
- 3 防犯カメラ及び画像記録装置については、管理運用責任者及び操作取扱者（以下、「管理運用責任者等」という。）以外の者が操作をしてはならない。

(画像及び記録媒体)

第7条 画像及び記録媒体について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 画像の保存期間は30日間を超えないこと。
- (2) 保存期間を経過した際は、速やかに消去すること。
- (3) 画像及び記録媒体の取扱いは、管理運用責任者等以外が行わないこと。

(画像提供の制限)

第8条 第三者への画像提供は禁止する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、管理運用責任者等は、提供の必要性を十分に考慮したうえで提供することができる。

- (1) 法令に基づく照会があった場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査利用目的のために、提供を求められた場合

2 前項ただし書きにおいて、画像を提供した場合は次の各号に定める事項を記録保存しておかなければならない。

- (1) 提供日時
- (2) 利用目的
- (3) 提供先
- (4) 提供する画像の範囲

(管理運用規程の策定)

第9条 防犯カメラの設置者は、本要綱の内容に基づき、次に掲げる事項を規定した街頭防犯カメラ管理運用規程を策定しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 設置場所及び撮影範囲
- (3) 設置者
- (4) 管理及び運用
- (5) 管理運用責任者及び操作取扱者
- (6) 画像の保存期間、消去
- (7) 画像提供の制限

(報告及び是正措置)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、防犯カメラの設置者に対し、防犯カメラの管理及び運用について報告を求めることができる。

2 市長は、防犯カメラの管理及び運用が本要綱の規定に違反すると認めるときは、防犯カメラ設置者に対し、是正するために必要な措置を命ずることができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの適正な設置、管理及び運用については「福岡県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の定めるところによるものとする。

附則

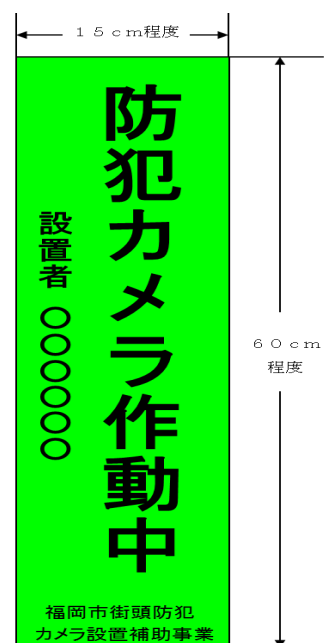
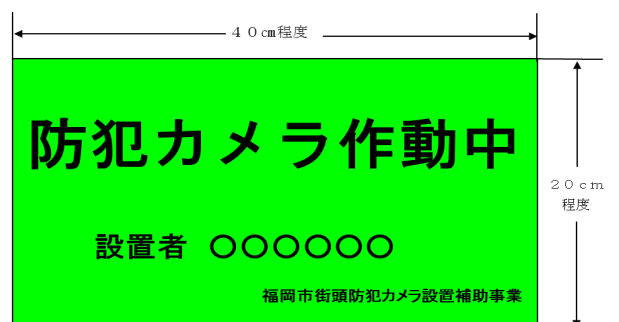
(施行期日)

この要綱は、平成24年7月1日より施行する。

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

(別表)

文字色	黒
背景色	黄緑



VII 補助金交付申請書等（記載例）

（様式第1号）

福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付申請書

（あて先）福岡市長

申請日 令和 7 年 7 月 31 日

団 体 名	〇〇校区自治協議会		〇〇校区 校区	
住 所	福岡市 中央 区 〇〇1丁目1番1号			
フリガナ	フリガナ		生年月日	
代表者氏名	〇〇 〇〇		昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日	
電 話 番 号	自宅	092-〇〇〇-〇〇〇〇	携帯	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
団体担当者 （会長以外の場合）	氏名	〇〇 〇〇	連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

福岡市街頭防犯カメラ設置事業補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 事業実施期間 令和7年7月31日 ～ 令和8年3月31日
- 補助申請台数

防犯カメラ （録画機能無）	4 台	録画装置 （モニター）	2 台
防犯カメラ （録画機能有）	台	自立型 （ポール）	2 台
- 設置区分 新設
- 資金計画

収入		支出	
項目	予算	項目	予算
自己資金	300,000	街頭防犯カメラ設置費用	1,000,000
市補助金	700,000		
合計	1,000,000	合計	1,000,000

開始日は提出日以降の日付を記載してください。
終了日は 3/31 までの日付を記載してください。

5. 補助事業の目的及び内容

地域における街頭犯罪の抑止や子どもの安全確保を図るため、設置し、犯罪のない安全で住みよいまちの実現に寄与するために

設置費用は、三業者の見積書の中で、一番安価な工事費用を税込で記入して下さい。

6. 防犯カメラの設置が団体の総会等で決定した日・場所

決定日 令和7年5月15日 場所 〇〇公民館

7. 管理運用規程策定日 ※申請前に策定が必要です

令和7年6月10日

総会等の開催日・場所を記載してください。
書面決議の場合は場所に書面開催と記載してください。

8. 管理運用責任者及び操作取扱者氏名

管理運用責任者

操作取扱者

〇〇 〇〇

〇〇 〇〇

9. 事業計画

団体名

〇〇校区自治協議会

(該当項目に☑)

地図 番号	設置 区分	設置場所住所 (目印になる建物名を記入)	設置機器	設置方法	※既設柱に設置する場合 ☒
①	☒ 新設	中央区天神〇-〇-〇	☐ カメラ (録画機能有)	☐ 既設柱	☒ 九電柱 番号 (123ア123)
	☐ 取替		☒ カメラ (録画機能無)	☒ 建 柱	☐ NTT柱 番号 ()
		☒ 道路 ☐ 民有地 ☐ その他 ()	☐ その他 ()	☐ その他 ()	☐ その他 ()
②	☒ 新設	中央区天神〇-〇-〇地先	☐ カメラ (録画機能有)	☒ 既設柱	☐ 九電柱 番号 ()
	☐ 取替		☒ カメラ (録画機能無)	☐ 建 柱	☐ NTT柱 番号 ()
		☒ 道路 ☐ 民有地 ☐ その他 ()	☒ 録画装置 (レコーダー)	☐ その他 ()	☒ その他 市街路灯1-23-456)
③	☐ 新設	中央区天神〇-〇-〇	☐ カメラ (録画機能有)	☒ 既設柱	☐ 九電柱 番号 ()
	☒ 取替		☒ カメラ (録画機能無)	☐ 建 柱	☒ NTT柱 番号 (〇〇幹123)
		☐ 道路 ☒ 民有地 ☐ その他 ()	☒ 録画装置 (レコーダー)	☐ その他 ()	☐ その他 ()
④	☐ 新設	中央区天神〇-〇-〇 (〇〇ビル)	☐ カメラ (録画機能有)		
	☒ 取替		☐ カメラ (録画機能無)		
		☐ 道路 ☒ 民有地 ☐ その他 ()	☒ 録画装置 (レコーダー)	☐ その他 ()	☒ その他 (私有地内既設柱)

・公道等の公共空間を撮影すること

10. 関係書類

- (1) 三業者からの設置費用見積書
- (2) 設置箇所及び撮影範囲を明記した図面
- (3) 設置する防犯カメラ、録画装置の概要がわかるカタログ等
- (4) 設置する場所の所有者等の権利者から、許可が得られていることがわかる書類
- (5) 団体規約・役員名簿
- (6) その他市長が指示する書類

本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市が暴力団排除のため警察への照会確認に使用することに同意します。

また、暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当するときは、市が補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことに同意します。

福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付（内示）変更申請書

申請日 令和 7 年 10 月 1 日

(あて先) 福岡市長

団体名	〇〇校区自治協議会			
代表者住所	福岡市 中央 区 〇〇1丁目1番1号			
代表者氏名	〇〇 〇〇			
電話番号	自宅	092-〇〇〇-〇〇〇〇	携帯	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

令和 7 年 8 月 29 日付 市防交第 〇〇〇 号で補助金の交付決定（内示）の

通知を受けた事業について、下記のとおり変更したいので申請します。

1. 変更内容		当初	変更後
	補助台数	4台	2台
	設置費用	1,000,000円	500,000円
	補助申請金額	700,000円	350,000円
	団体負担額	300,000円	150,000円
2. 変更理由	工事費用の変更、設置台数の変更等の理由を記入してください。 変更理由を具体的に記入してください 〇〇に2台設置予定だったが、所有者の同意が得られなかったため		
3. 変更内容について団体の総会等で決定した日	令和7年9月20日		
4. 添付書類	(1) 変更後の業者からの設置費用見積書 (2) 変更後の設置箇所及び撮影範囲を明記した図面 (3) 変更後の事業計画 (4) その他市長が指示する書類		

福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付申請取下書

申請日 令和 7 年 12 月 20 日

(あて先) 福岡市長

団体名	〇〇校区自治協議会			
代表者住所	福岡市 中央 区 〇〇1丁目1番1号			
代表者氏名	〇〇 〇〇			
電話番号	自宅	092-〇〇〇-〇〇〇〇	携帯	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

令和 7 年 7 月 31 日付で提出した福岡市街頭防犯カメラ設置補助金交付申請
 ついては、下記の理由により実施しないので補助金交付の取下を申請します。

1. 補助申請（決定）台数 4 台

2. 補助申請（決定）金額 700,000 円

3. 取り下げ理由

予定していた設置場所が〇〇によって設置が困難となり、代替地が見つからないため。

福岡市街頭防犯カメラ設置補助金実績報告書

(あて先) 福岡市長

申請日

令和 8 年 1 月 15 日

団 体 名	〇〇校区自治協議会		
住 所	福岡市 中央 区 〇〇1丁目1番1号		
フリガナ	フリガナ		
代 表 者 氏 名	〇〇 〇〇		
電 話 番 号	自 宅	092-〇〇〇-〇〇〇〇	携 帯

実施期間終了日は工事完了日
(3/31 まで)の日付を記載してく
ださい。

福岡市街頭防犯カメラ設置事業が完了しましたので、下記の

1. 事業実施期間 令和7年7月31日 ~ 令和8年1月10日
2. 交付決定額 700,000 円
3. 交付決定台数 防犯カメラ 4 台 録画装置 2 台
(録画機能無) (レコーダー)
防犯カメラ 台 自立柱 2 本
(録画機能有) (ポール)
4. 収支決算

収入			支出		
項目	予算	決算	項目	予算	決算
自己資金	300,000	300,000	街頭防犯カメラ設置費用	1,000,000	1,000,000
市補助金	700,000	700,000			
合計	1,000,000	1,000,000	合計	1,000,000	1,000,000

添付書類

- 設置した防犯カメラにより撮影された画像
- 設置後の現況写真
- 設置業者からの領収書又は請求書の写し
(請求書の写しの場合は、補助金の交付を受けた日から起算して30日以内に領収書の写しを提出すること)
- 請求書 兼 口座振替依頼書 ※福岡市へ補助金交付を求める請求書になります。

VIII 関係書類作成例

1. 設置箇所及び撮影範囲を明記した図面（設置箇所、設置方法について明記してください。）



2. 街頭防犯カメラ管理運用規程

〇〇校区自治協議会街頭防犯カメラ管理運用規程

(目的)

第1条 〇〇校区(△△丁目)における街頭犯罪の抑止を図ることを目的として設置する〇〇校区自治協議会街頭防犯カメラ(以下、「防犯カメラ」という。)について、プライバシーの保護に配慮した適正な管理及び運用に関する事項を定める。

(設置場所及び撮影範囲)

第2条 防犯カメラは〇〇台設置し、設置場所、撮影範囲は別図のとおりとする。

(設置者)

第3条 防犯カメラの設置者は〇〇校区自治協議会会長とする。

(管理及び運用)

第4条 防犯カメラの設置者は、その管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 保守点検等により適切な維持管理を行う。
- (2) 管理運用責任者及び操作取扱者を指定する。
- (3) 撮影された画像(以下、「画像」という。)及び画像を収録した記録媒体(以下、「記録媒体」という。)の適正な管理を行う。
- (4) 設置、管理及び運用について苦情や事故があった際は、速やかに対応、処理する。
- (5) 設置場所の所有者等の事情により、撤去の必要が生じた際は、関係者等と協議を行い適切に対応する。

管理運用責任者等は「別表に定めるもの」として別紙に記載しても結構です。

(管理運用責任者及び操作取扱者)

第5条 管理運用責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理、運用を行わなければならない。

2 管理運用責任者は、〇〇〇〇とする。

3 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下に防犯カメラ及び録画装置の操作を行わなければならない。

4 操作取扱者は、〇〇〇とする。

5 防犯カメラ及び画像記録装置の操作は、管理運用責任者及び操作取扱者(以下、「管理運用責任者等」という。)以外の操作を禁止する。

(画像の取扱い)

第6条 画像及び記録媒体の管理は次の各号に定める。

- (1) 保存期間は〇〇日間とする。7日～30日間の範囲で設定してください。
- (2) 保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。
- (3) 画像及び記録媒体の取扱いは、管理運用責任者等以外は禁止する。

(画像提供の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三者への画像提供は禁止する。

- (1) 刑事訴訟法等の法令に基づく照会があった場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要性がある場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査利用目的のために提供を求められた場合

次のページへ続く

2 画像を提供したときは、次の各号に定める事項を記録保存する。

- (1) 提供日時
- (2) 利用目的
- (3) 提供先
- (4) 提供する画像の範囲

(その他)

第8条 この運用規程に記載していない事項は、「福岡市街頭防犯カメラ設置補助事業管理運用要綱」に基づき取り扱うものとする。

附則

(施行期日)

この規定は、〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。

3. 画像提供記録簿

画像提供記録簿

提供日時	利用目的	提供先	画像の範囲	対応者名 (管理運用責任者・操作取扱者)	設置者 確認欄
9/16 16時	捜査利用	中央警察署 刑事課 〇〇氏	1号機 9/10 10時～11時	〇〇〇〇〇	

撮影場所（複数台設置している場合）、撮影日時を記載してください。

IX Q&A

Q1 撮影する範囲などに決まりはありますか。

防犯カメラの設置にあたっては、住宅などの私的な空間や不必要な個人の画像が撮影されないよう、撮影範囲を必要最小限にする必要があります。

その際には、カメラの角度調節やマスキング機能を使うなど、住宅などの私的な空間や不必要な個人の画像ができるだけ撮影されないようにしましょう。

撮影範囲に住宅や店舗等が入る場合には、その住宅、店舗等にその旨を事前に説明し、同意を得ておく必要があります。

Q2 地域の合意形成はなぜ必要なのですか。

防犯カメラは、不特定多数の人が利用する公共の場所（道路など）に設置して、撮影・録画するため、**地域住民のプライバシー保護に配慮しなければなりません。**

また、防犯カメラの設置費用の一部や設置後の維持管理費用については、設置団体が負担することになるため、設置にあたっては、総会や役員会等での合意形成が必要となります。

Q3 防犯カメラが設置されている旨の表示について注意する事がありますか。

防犯カメラ設置場所付近の見やすい所に設置し、バンド等でしっかりと固定してください。柱等に表示する場合は、**福岡市屋外広告物条例により、地上から1.2m以上の高さに表示するよう定められています。**（表示板材質：アルミニウム、合成樹脂 等）

※設置後のいたずら等を考慮し、手の届かない程度（2m以上）の高さに設置することが望ましいと考えられます。

Q4 維持管理費用はどのようなものがありますか。

電気代（1台につき年間6,000～10,000円程度）の支払いが必要のほか、**定期点検やメンテナンス、消耗品の交換、故障時の修理費用など機器の維持管理費用**も必要です。機器の仕様、定期点検やメンテナンスの内容等により、維持管理費用が異なります。

また、設置業者によっても、消耗品の価格や点検費が異なりますので、詳しくは防犯カメラ取扱業者にお問い合わせください。

Q5 九州電力柱に共架する場合に加入する施設賠償責任保険とはどのような保険ですか。

防犯カメラや録画機器の管理等に瑕疵があり、第三者に怪我を負わせるなど法的な賠償責任を負った場合に、補償を受けるための保険です。

令和3年度より、福岡市が一括で加入しているため、設置者で独自に加入する必要はありません。
（市が一括で加入している賠償責任保険については 8 ページ参照）

Q6 防犯カメラを設置してから7年が経過し、カメラ機器が古くなったのですが、補助金を使って新しく付け直すことはできますか。

補助金制度を活用して設置した防犯カメラについては、防犯カメラのみの単独設置（SDカード方式）については5年、防犯カメラと録画装置を別に設置する場合は6年（※）が経過すれば、それまで設置していた機器を撤去し、新たに防犯カメラを設置する場合は、補助金の申請を行うことができます。なお、補助対象経費に防犯カメラ等の撤去費用は含まれません。

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき耐用年数を設定

Q7 補助金制度を利用して設置したカメラ機器のうち、レコーダーのみなど、機器の一部が故障した場合に、当該機器のみの補助金の申請はできますか。

令和7年度からレコーダーのみの取替えについても補助の対象としております。レコーダーのみを取り替える場合、1台につき最大10万円の補助となります。

X 街頭防犯カメラ・施工実績業者一覧(参考)

令和4、5、6年度に本補助金制度を活用して街頭防犯カメラを設置した団体から受託を受け、施工した実績のある業者を掲載します。

なお、ここに掲載している業者以外の業者で設置しても補助金の申請は可能です。

区	業者名	所在地	連絡先
東	株式会社 WIN ディフェンス	箱崎 2-18-16	092-986-0440
	株式会社輝電工	八田 1-7-3	092-408-3455
	株式会社システムバン	筥松 2-19-21-207	092-611-6791
	株式会社西日本電波サービス	筥松 1-11-3	092-621-6060
	株式会社ヒロテック	松田 1-4-1	092-292-9000
	株式会社藤電気工事	舞松原 6-16-17	092-662-6668
博多	株式会社アーム	東那珂 1-17-18 トシビル	092-414-0797
	旭通信工業株式会社	博多駅南 6-6-26	092-473-5351
	株式会社エスエイエイチ	博多駅前1丁目23-2 5F-B	092-600-2457
	株式会社カンサイ	豊 1-5-25	092-414-7583
	株式会社九州コムテック	諸岡 1-12-7 オフィスパレア諸岡Ⅰ A棟2号	092-401-4797
	株式会社サイトシステム	博多駅南 4-2-10 南近代ビル9階	092-432-5388
	株式会社博多 TECH (旧 株式会社 SYSTEM VAN)	奈良屋町 10-3 西日本奈良屋ビル 302	092-409-7789
	株式会社全日警	美野島 1-2-8	092-472-1851
	第一警備保障株式会社 福岡支社	堅粕 4-24-14	092-441-6315
	株式会社ドッドウェル ビー・エム・エス	美野島 1-2-8	092-473-7411
	株式会社フォーエス	博多駅南 5-14-18	092-481-1610
	マックスガレージ福岡店	那珂 1-22-1	092-401-0772
	ベネックスソリューションズ株式会社	榎田 2-1-18	092-432-4221
中央	株式会社アポロ電子	六本松 2-11-8	092-712-0755
	株式会社エフネット	天神 1-9-17 福岡天神フコク生命ビル 15F	092-710-3003
	株式会社共栄通信	今泉 1-13-28-501	092-406-8113
	株式会社九州 GMC	今川 1-24-11 エリーナハイツ大濠西 303号	092-406-7000
	株式会社フォーエステック	天神 3-15-24 三天第一ビル 804	092-739-6390

区	業者名	所在地	連絡先
南	有限会社アポロ電気工事商会	清水 3-22-15	092-561-6988
	株式会社ウィンシステム	塩原 3-8-28 ケイエスビル 3-D	092-292-8595
	株式会社サンコー	日佐 5-12-13 1 階	092-571-6557
	株式会社 K 電興	老司 5-15-4	092-984-0950
	田丸電気	大平寺 1-7-7	092-986-9541
	株式会社ファースト	市崎 1-2-41	092-526-3030
	有限会社ムクモト電機	花畑 2-42-30	092-567-7102
城南	株式会社情報機器	鳥飼 5-9-7	092-832-2263
早良 区	アイアール通信システム	原 4-17-6-103	092-821-6779
	一大電気工事店	東入部 2-21-1	092-804-3611
	九有電子工業株式会社	田隈 2-24-17	092-865-1800
	有限会社フジ電気	四箇 6-28-34	092-811-3838
西区	株式会社こおたけ電気設備	福重 2-5-16	092-884-1595
	タウンクロス株式会社	今宿東 1-31-26 グランドルーチェ駅南 1 階 B 号室	092-805-1870
	有限会社セキュリティスタッフ	姪の浜 4-2-25	092-883-0119
	株式会社中島電気	大字千里 330-4	092-806-0688
	有限会社びいおんシステム	内浜 2-19-1	092-884-3298
市外	有限会社ゼスト	福岡県春日市大和町 5-5 NOKKO BLDG5 1 階	092-588-0012

※区毎五十音順記載

XI 問い合わせ先一覧

1 申請書類等の提出窓口

区名	担当課	電話番号	区名	担当課	電話番号
東区	総務課	645-1038	城南区	総務課	833-4055
博多区	総務課	419-1044	早良区	総務課	833-4304
中央区	総務課	718-1056	西区	防災・安全安心室	895-7037
南区	総務課	559-5063			

2 占用許可等の申請窓口

(1) 市道、県道等の区役所管理地への設置

(各区役所維持管理課 ※博多区、中央区及び西区は管理調整課)

区名	電話番号
東 区	645-1056
博多区	419-1061
中央区	718-1082
南 区	559-5094
城南区	833-4077/4080
早良区	833-4336
西 区	895-7042

(2) 国道への設置

(国道3号、201号、202号)

窓口名	電話番号	住所
福岡国道事務所	681-4731	東区名島 3-24-10
福岡維持出張所	405-0396	東区水谷 2-55-11
福岡西維持出張所	405-0468	西区拾六町 4-64

(4) 公民館への設置

(3) 市の公的施設への設置

窓口名	電話番号
住宅都市みどり局 みどり運営課	711-4407
教育委員会 教育環境課	711-4379
市民局 公民館支援課	711-4654

区名	担当課	電話番号
東 区	生涯学習推進課	645-1036
博多区	生涯学習推進課	419-1047
中央区	地域支援課	718-1062~1063
南 区	地域支援課	559-5071~5075 /5078/5079
城南区	生涯学習推進課	833-4061
早良区	生涯学習推進課	833-4400/4401
西 区	生涯学習推進課	895-7035

3 道路使用許可の申請・設置場所の相談

警察署名	管轄地域	電話番号	警察署名	管轄地域	電話番号
東警察署	東区	643-0110	城南警察署	城南区	801-0110
博多警察署	博多区	412-0110	早良警察署	早良区	847-0110
中央警察署	中央区	734-0110	西警察署	西区	805-6110
南警察署	南区	542-0110	博多臨港警察署	中央区、博多区、東区の一部	282-0110

4 九州電力柱への共架手続き

事務所名	担当地区	電話
福岡東配電事業所	東区・博多区(一部)	0800-777-9408
福岡配電事業所	中央区(一部)・南区(一部)・博多区(一部)	0800-777-9409
福岡西配電事業所	城南区・早良区(一部)・西区・中央区(一部)・南区(一部)	0800-777-9410
福岡南配電事業所	博多区(一部)・南区(一部)・早良区(一部)	0800-777-9411

5 NTT 柱への添架手続き

担当名	地域	電話
(株)NTT フィールドテクノ 九州ユニット 設備管理担当(福岡)	福岡市内全域	092-408-4831

6 補助金制度についての問い合わせ等

市民局 防犯・交通安全課	711-4054
--------------	----------